

日本学術会議の組織・ガバナンス等に係る論点整理

○総会

【要検討事項】

①総会の開催時期について

※年度計画や予算について、3月末までに開催が必要となる。

自己点検評価や財務諸表等について、6月末までに開催が必要となる。

→3月、10月は現行通りの総会を開催し、6月にフルオンライン・メール審議の開催を可能とする。

②総会におけるオンライン等による出席や議案の提出、議決について見直すか。

→総会は原則として対面開催とするが、緊急時等は会長（P）が認めた場合に限りフルオンライン開催やメール審議も可能とする。

→会長選出の際のオンライン出席・投票を認める。

③臨時総会の招集要件について、新法に規定する以外に規定する事項はあるか。

○日本学術会議法（令和7年法律第70号）

（総会の招集）

第十二条 総会は、議長（議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者。以下この節において同じ。）が招集する。

2 議長は、日本学術会議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならない。

3 議長は、第二十八条第一項の規定により行う会員の選任後、遅滞なく、会長を選任するための総会を招集しなければならない。

4 議長は、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。

5 議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が第二十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があった日以後二十日以内に総会を招集しなければならない。

④法第10条第4号の規定に基づき、総会が行うこととする職務はあるか。

○日本学術会議法（令和7年法律第70号）

（総会の職務）

第十条 総会は、次に掲げる職務を行う。

一 この法律の他の規定又は準用通則法（第五十二条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項についての決議、承認又は同意

二 前号に掲げるもののほか、第三十七条に規定する業務（会議の経営に関する事務を除く。）をつかさどること。

三 会長及び副会長の職務の監督

四 前三号に掲げるもののほか、日本学術会議規則で定めるところにより総会が行うこととされている職務

⑤議案の提出権者をどうするか。

※総会と役員会との関係性は役員会に関する議論の際に検討する。

○会長・副会長

【要検討事項】

①副会長は引き続き3名とし、会長補佐（仮称）（P）を置くこととするか。

○日本学術会議法（令和7年法律第70号）

（副会長の任命等）

第二十二条 副会長の員数は、三人以内とする。

②副会長の職務分担は現行と同様で良いか。

○日本学術会議会則

（副会長の職務）

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること

③会長補佐（仮称）（P）の人数・役割はどうするか。

④その他、会長、副会長の役割について見直すことがあるか。